住所　大阪府羽曳野市軽里３丁目３番25号
金永華　昭和55年８月22日生
住所　横浜市戸塚区原宿５丁目33番６―201号
奇圭三　昭和37年７月６日生
住所　神奈川県藤沢市下土棚561番地５
金洪人　昭和58年９月14日生
住所　川崎市宮前区東有馬５丁目23番21号
河智英　昭和47年８月29日生
住所　川崎市多摩区登戸1845番地
全雄史　昭和57年１月18日生
住所　川崎市多摩区菅６丁目12番14号
崔広基　昭和58年11月７日生
住所　神奈川県平塚市夕陽ヶ丘67番21―５号
李宗憲　昭和39年７月２日生
金幸代　昭和40年４月３日生
李美穂　平成２年８月13日生
李美樹　平成４年４月15日生
李美範　平成８年７月30日生
李明憲　平成10年11月10日生
住所　横浜市中区新山下１丁目13番24号
金俊一　昭和33年８月27日生
住所　川崎市多摩区西生田３丁目９番27号
權遥　昭和63年11月６日生
住所　神奈川県小田原市栢山1123番地
金龍一　昭和50年８月11日生
姜聖子　昭和57年５月８日生
金龍大　平成18年11月６日生
住所　神奈川県大和市南林間１丁目13番２―407号
文郁　昭和55年12月29日生
住所　福岡県直方市大字上頓野2204番地75
金勇吾　昭和63年11月19日生
住所　愛知県知立市山屋敷町富士塚１番地348
金虎雄　昭和31年２月12日生
孫清美　昭和35年11月24日生
金文香　昭和63年９月22日生
金総里可　平成元年９月28日生
金友里香　平成７年３月８日生
住所　愛知県東海市富貴ノ台３丁目27番地
鄭奈生　昭和57年９月15日生
住所　愛知県大府市追分町６丁目269番地
金潤一　昭和54年９月18日生
住所　愛知県西加茂郡三好町大字福谷字坂上48番地７
金泰臣　昭和55年９月９日生
住所　愛知県豊田市浄水町原山1362番地８
吳慶浩　昭和58年７月13日生
住所　愛知県岡崎市上地町字上明寺78番地
金泰浩　昭和47年12月26日生
住所　愛知県大府市共和町３丁目３番地４
柳重心　昭和14年３月10日生
朴進　昭和40年１月１日生
住所　名古屋市西区大金町２丁目12番地
尹奇花　昭和７年１月30日生

○外務省告示第三十七号

昭和五十一年三月二十七日にバンコクで作成された「アジア＝太平洋電気通信共同体憲章」の一部がその第二十一条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により、平成十九年八月二日に効力を生じた。

改正された現行の「アジア＝太平洋電気通信共同体憲章」は、次のとおりである。

（平成十九年八月一日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年二月二日

外務大臣　岡田　克也

アジア＝太平洋電気通信共同体憲章

国際連合アジア太平洋経済社会委員会（以下「エスキャップ」という。）の加盟国及び準加盟国であるこの憲章の締約国政府は、

エスキャップ地域（以下「地域」という。）の国及び領域の間の電気通信サービス及び情報基盤の発展における緊密な協力の必要性を考慮し、

電気通信サービス及び情報基盤の均衡のとれた発展に向けて地域的機関が行い得る貢献を認識し、

情報の交換を可能にする組織の重要性並びに検討された電気通信サービス及び情報基盤の急速な進歩を認識し、

この憲章に定める目的を達成するため、この機関の構成員がその業務及び活動に積極的に参加することが重要であることを確認して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条　設立

国際電気通信条約（千九百七十三年マラガ＝トレモリノス）第三十二条の規定に適合する地域的電気通信機関として、この憲章によりアジア＝太平洋電気通信共同体（以下「共同体」という。）を設立する。

第二条　目的

1　共同体は、特に低開発地域における電気通信サービス及び情報基盤の拡充に焦点を当てつつ、地域全体においてそれらの発展を助長することを目的とする。

2　共同体は、1に規定する目的を達成するため、次のことを行うことができる。

(a)　地域の人々の福祉のため、電気通信サービス及び情報基盤の拡充並びに情報及び電気通信に関する技術による利益の最大化を促進すること。

(b)　無線通信及び基準の作成を含む共通の関心のある分野において、地域的な協力を発展させること。

(c)　適当な場合には他の国際機関と調整の上、電気通信及び情報基盤に関する技術の開発並びに政策及び規則に関する研究を行うこと。

(d)　地域内の電気通信サービス及び情報基盤の均衡のとれた発展のため、技術移転、人的資源の開発及び情報の交換を奨励すること。

(e)　地域の国際的な地位を強化するため、電気通信サービス及び情報基盤に係る主要な問題に関して地域内の調整を促進すること。

第三条　共同体の構成

1　共同体は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する。

2　共同体の加盟国の地位は、地域内の国であってエスキャップの加盟国であるものに開放する。当該国は、第十七条又は第十九条の規定に従ってこの憲章の締約国となることにより、共同体の加盟国となる。

3　地域内の国であって2の規定に基づいて加盟国となる資格を有しないものは、すべての加盟国の三分の二の賛成票を得た後第十九条の規定に従ってこの憲章の締約国となることにより、共同体の加盟国となる。

4　共同体の準加盟国の地位は、エスキャップの準加盟国である地域内の領域、領域の一部又は領域の集合に開放する。そのような領域、領域の一部又は領域の集合は、第十七条又は第十九条の規定及び第二十条の規定に従ってこの憲章の締約国となることにより、共同体の準加盟国となる。

5　(a)　共同体の賛助加盟員は、地域における実質的な所在及び地域に対する約束をもって電気通信サービス又は情報基盤の分野で活動する企業、機関、研究所、組織、協会又はその他の事業、団体若しくは参加者（民間が所有しているか若しくは政府が所有しているか、又は商業上のものであるか若しくは非営利的なものであるかを問わない。）であって、共同体の業務及び活動に参加し、及び貢献する用意のあるものとする。

(b)　賛助加盟員の地位について申請を行う主体は、一の加盟国又は準加盟国により指定される。

(c)　共同体の加盟国及び準加盟国は、(a)に規定する主体であって自己の管轄の下にあるものからの申請書の提出方法を事務局長に対して通報することができる。

(d)　賛助加盟員の地位について申請を行う主体は、認められる場合には、(c)に規定する通報の後、事務局長にあてて直接に申請を行うことができる。

(e)　申請を行う主体は、事務局長がその申請書を受理し、かつ、当該申請を行う主体が事務局長の定める賛助加盟員の地位に関する条件に従うことに同意することにより、共同体の賛助加盟員となる。

(f)　管理委員会は、賛助加盟員となる者が従うべき申請の手続、事務局長が従うべき審査の手続及び賛助加盟員の地位の付与に係る条件に関する基準を定める指針を採択する。

第四条　権利の承認

共同体は、加盟国及び準加盟国がその電気通信サービス及び情報基盤を規制する権利を尊重し、また、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員が現存の国際的な及び地域的な電気通信機関に対して負う義務を考慮に入れる。

第五条　本部

共同体の本部は、総会が他の場所を決定しない限り、バンコクに置く。

第六条　公用語

共同体の公用語は、英語とする。

第七条　機関

1　共同体の主要機関は、次のものとする。

(a)　総会

(b)　管理委員会

(c)　事務局

2　総会又は管理委員会は、共同体の目的を遂行するために必要と認める補助機関及び専門部会を設置する。

3　2の補助機関又は専門部会を設置する場合には、同時に、付託事項、存続期間、活動を行うための他の規則及び予算条項を定める。

4　総会及び管理委員会の会合については、それぞれの機関が別段の決定を行わない限り、共同体の本部において開催する。